

経営コンサルティング契約書

株式会社 SD TRADE JAPAN（以下、「甲」という。）と 福永 雅英（以下、「乙」という。）は、経営コンサルティングに関する契約（以下、「本契約」という。）を次の通り締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、乙の事業支援を目的として経営に関する指導・助言等を行うコンサルティング業務を行うものとする。

第2条（業務内容）

甲の行う業務内容（以下、「本業務」という。）は、以下のとおりとする。

- ①実店舗仕入れの指導、助言
- ②Amazonマーケットプレイス運営に関する指導、助言

第3条（対価）

1. 乙は甲に対し、本業務の対価として、600,000円（税込）を支払うものとする。
2. 対価の支払いは、翌月20日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。分割で支払う場合、最長6ヶ月とする。

第4条（諸経費）

1. 前条の対価の他に、乙の業務に関する経費（資料代、弁護士・税理士等の専門家費用、〇〇県外への交通費・宿泊費、国際通信費等）その他第2条の業務を行うために要した費用は乙の負担とする。
2. 第2条の業務遂行のために甲の事務所等の施設を使用する必要がある場合、乙の負担とする。

第5条（情報・資料等の提供）

1. 甲は、本業務遂行のために必要な乙が保有する情報・資料等を、乙から無償で貸与又は提供を受けることができる。
2. 甲は、前項で貸与・提供された情報・資料等（個人情報を含む）を、本業務に必要な範囲内および他の者の教材として利用するものとし、善良なる管理者の注意をもってこれらを管理する。

第6条（秘密保持義務）

1. 乙は、本契約期間中及び本契約終了後、本契約に基づき相手方より開示又は提供された業務上、営業上及び技術上の情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩しないものとする。
2. 乙は、自己の責任において本業務に関与する自己の役員および従業員等に本条の秘密保持義務を遵守させるものとする。

第7条（有効期限）

1. 本契約の有効期限は、本契約の締結の日より6ヶ月間とする。但し、有効期間中何れかの当事者から期間延長の申し出があった場合には、別途協議の上延長することができる。
2. 第6条および第7条の内容は、第1項に関わらず義務を負う者とする。

第8条（契約の譲渡）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なくして本契約に基づく権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡できない。

第9条（本契約の解約）

甲または乙が次の各号のいずれかにでも該当したときは、他方は何らの通知、催告を要せず直ちに本契約の全部または一部を解約できる。

- ①本契約に基づき甲より開示又は提供された業務上、営業上及び技術上の情報を、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩したとき。
- ②本契約に基づく債務を履行せず、他方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

第10条（損害賠償）

乙が第7条の規定に反して他に情報を漏洩する事によって、甲に損害を与えた場合その他本契約に違反して甲に損害を与えた場合、本契約の解約の有無にかかわらず当該損害について賠償する責任を負う。

第11条（免責）

甲は乙に対して、善良な注意を持って第2条の業務を行うものとし、本業務に関してなんらの結果を保証するものではない。

第12条（信義則）

甲及び乙は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約に関する訴訟については、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：所在地
商号

代表者

印

乙：所在地

商 号

代表者

印